

災害時の応急対策活動協力に関する協定書

厚岸町（以下「甲」という。）と厚岸建設業協会（以下「乙」という。）とは、災害時における公共施設（公共土木施設、公共建築物及び公共工作物）（以下「公共施設」という。）の応急対策活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、地震、津波、風水害その他による災害が厚岸町内において発生した場合に、乙及び乙の会員の協力を得て応急対策活動を行うことにより、速やかな災害復旧を図ることを目的とする。

2 乙は、この協定の締結及びこの協定に定める事項の実施に関し、乙の会員を代表するものとする。

（応急対策活動）

第2条 この協定に基づく応急対策活動は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公共施設に関する被害状況調査等の支援
- (2) 公共施設の応急復旧並びに障害物の除去及び搬送
- (3) 前号の応急対策活動に付随して発生する資機材及び物資の輸送
- (4) その他応急対策活動に必要とする業務

（要請）

第3条 甲は、乙の会員による応急対策活動が必要と認めるときは、応急対策活動の内容、実施場所その他必要な事項を記載した書面により、乙に対し、応急対策活動の実施を要請するものとする。ただし、書面によるいとまがない場合は、この限りでない。

2 乙及び乙の会員は、前項の要請を受けたときは、これに協力するものとする。

（契約締結）

第4条 甲は、第2条各号に係る応急対策活動を乙の会員に実施させることとした場合には、厚岸町の関係規程等に基づき、乙の会員と遅滞なく必要な契約を締結するものとする。

（連絡体制の確立）

第5条 乙は、災害時において甲の要請に即応するため、乙の会員に対する連絡体制の確立を図るものとする。

（情報交換等）

第6条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、相互に情報の交換を行うとともに、必要な連絡及び調整を行うものとする。

（訓練等への参加）

第7条 甲は、その実施する防災訓練等について、乙及び乙の会員の参加要請をすることができる。

2 乙及び乙の会員は、前項の要請があったときは、これに協力するよう努めるものとする。

（連絡責任者）

第8条 この協定に定める事項の実施の確実を期するため、甲及び乙に連絡責任者を置く。

2 連絡責任者は、甲においては建設課長、乙においては事務局長をもって充てる。

（有効期間）

第9条 この協定は、協定書締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成20年12月29日

甲 厚岸町長

若狭 靖



乙 厚岸建設業協会

会長

窪田 健一

